

審議会等・私的諮問機関の現状と論点

西 川 明 子

- ① 諮問機関とは、国の行政機関である府・省・委員会・庁の長及び地方公共団体の執行機関の附属機関の一種であり、行政庁の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関である。諮問機関は、我が国政府の政策形成・法律立案に深く関わることから、大きな影響力を持っている。諮問機関には、法令によって設置される「審議会等」と、法令に基づかない「私的諮問機関」の2種類がある。
- ② 審議会等は、国家行政組織法又は内閣府設置法の規定に基づき、法律又は政令により設置される。平成18年12月現在、国の審議会等の総数は110である。また、審議会等の傘下にある分科会・部会は、合計で800を超える。
- ③ 私的諮問機関は、閣議決定や大臣等の決裁のみで開催されるものである。法令に基づかない機関でありながら、事務局運営は各省庁が行い、予算は公費から支出されており、法的形式面及び審議会等類似の機能の点で、かねてから問題とされてきた。これに対し政府は、「私的諮問機関は出席者の意見の表明又は意見の交換の場に過ぎない」という見解を示してきた。
- ④ 諮問機関をめぐるのは、数回にわたり改革が行われたが、なお問題が全面的に解決されているわけではない。委員の任命については、一定の資格要件を有する者の中から所轄の行政機関の長が任命するものがほとんどであるが、委員の兼任が多いことなどが問題点として挙げられている。古くから問題とされてきた審議の公平性と透明性については、情報公開の進展により、改善が見られる。諮問機関の意思は、法的には拘束力を持たないものの、委員の専門性と権威による社会的・政治的な影響は大きく、実質的に政策立案が方向付けられるケースも多い。
- ⑤ 行政の諮問機関の制度は諸外国にも存在する。例えば米国では、約1,000の諮問機関が存在する。諮問機関を一般的に規定するものとして、連邦諮問委員会法があり、設置、任務、情報公開等の手続を定めている。しかし、米国においても、連邦諮問委員会の独立性や公平性について懸念が示されている。英国の場合は、536の諮問機関が存在する。
- ⑥ 今後も引き続き、諮問機関制度の改善を図っていくことが重要である。具体的な改善の方向性としては、情報公開のさらなる推進、諮問機関委員への多様な人材の登用などが挙げられる。しかし、諮問機関の情報の公開が進んだとしても、その情報にアクセスしてこれを検討する者がいなければ、公開の意義は失われる。一部の利害関係者だけでなく、より多くの国民が諮問機関の審議の動向に対して注意を払うことにより、諮問機関の審議は、より質の高いものとなろう。

審議会等・私的諮問機関の現状と論点

西川明子

目次

はじめに

I 審議会等と私的諮問機関の現状

1 審議会等

2 私的諮問機関

II 諮問機関制度をめぐる論点

1 委員の任命

2 運営の公平性と透明性

3 諮問機関の意思決定の拘束力

III 諸外国の行政の諮問機関

1 米国

2 英国

おわりに

はじめに

諮問機関とは、国の行政機関である府・省・委員会・庁の長及び地方公共団体の執行機関の附属機関の一種であり、行政機関の意思決定に際して、専門的な立場から特別の事項を調査・審議する合議制の機関である。行政上の政策立案や行政の執行過程において、中立的立場からの紛争の調停・利害調整、外部の専門知識の注入、国民の行政参加といった役割を担っている。諮問機関が提出する中間報告や答申をもとに法案や政策が作られることが多いため、メディアで注目されることも多い。諮問機関には、法令によって設置される「審議会等⁽¹⁾」と、法令に基づかない「私的諮問機関」の2種類がある。構成メンバーは、企業関係者、中央省庁OBや、学識経験者、マスコミ関係者などである。

審議会等と私的諮問機関の役割には、一定の違いが見られる。公的な諮問機関である審議会等は、選択肢の中から一定の結論を導くという政策形成の後半を担うことが多いのに対し、私的諮問機関は、本格的な議論の準備のための議論、選択肢の検討といった政策形成の前半を担うことが多い⁽²⁾。また、審議会等が長期にわたって設置されるものが多いのに対し、私的諮問機関は一時的に設けられるものが多いという違いもある。

諮問機関は、審議会等にせよ私的諮問機関にせよ、我が国政府の政策形成・法律立案において大きな影響力を持っていることは確かである。そのため、諮問機関の運営等のあり方については、古くから問題が提起され改革も行われ

てきたが、なお問題が全面的に解決されているわけではない。こうした問題意識から、本稿では、諮問機関の制度とそれをめぐる議論について整理し、今後の議論の参考に供するものである。

I 審議会等と私的諮問機関の現状

1 審議会等

我が国で審議会等の存在が確認されるのは、明治にさかのぼるといわれるが、現在のような制度として確立されたのは、戦後の民主化の一環として、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）が施行されたときである。審議会等の役割については、「①国民各層の意見を反映させること、②多様な意見を取り入れることによって行政過程を公正なものにすること、③専門的知識を取り入れること、④各種の利害を調整すること⁽³⁾」という点が挙げられている。

昭和58（1983）年以前は、審議会等の改廃は法律によってのみ可能であったが、昭和58年の改正を経て、各行政機関は、法律だけでなく、政令を根拠に審議会等を設置することもできるようになった⁽⁴⁾。現在の国家行政組織法第8条は、「第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる」と規定している。このため、審議会等は、8条機関と呼ばれることも多い⁽⁵⁾。内閣府は、国家行政組織法の適用を受けないものの、同法第8条と

(1) 「審議会等」は、審議会、協議会、審査会、調査会、委員会、会議等の名称を持っている。そのため本稿では、引用する場合を除き、それらを総称して「審議会等」という表現を用いる。

(2) 詳しい議論については、笠京子「省庁の外郭団体・業界団体・諮問機関」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学 第4巻』有斐閣、1995、p.97を参照。

(3) 金子正史「審議会行政論」雄川一郎他編『現代行政法大系 第7巻』有斐閣、1985、p.118。

(4) 審議会等の設置を政令事項とすることについては、国会による民主的統制の機会が失われることから、改正時には議論もあった。

同様の内容を有する内閣府設置法（平成11年法律第89号）第37条及び第54条の規定により、審議会等を設置することができる⁽⁶⁾。審議会等は行政機関の附属機関であるため、行政庁の諮問に対して答申するのみで、国民に対する執行的性格は持っていない。審議会等の委員は国家公務員であり、答申などの形態で、一行政機関としての意思を表明することとなっている。

審議会等の数は昭和40（1965）年には277まで増加したが、その後、昭和41（1966）年、昭和53（1978）年に行政改革の一環として整理された⁽⁷⁾。平成11（1999）年4月には、211の審議会等が設置されていたが、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）を受けて、121の審議会等が統合・廃止され、105に削減された⁽⁸⁾。しかし、廃止されたとされる審議会等のなかには、分科会や部会と呼ばれる審議会等の下部組織として引き続き存置されることとなったものも多く、削減になっていない、との批判もある⁽⁹⁾。

平成18（2006）年12月現在、国の審議会等の総数は110である。このうち半数近くが、平成13（2001）年の省庁再編より前に設置されたものである。また、審議会等の傘下にある分科会・部会は、合計で800を超える⁽¹⁰⁾。審議会等（分科会・部会は含まない）の総数の推移を図1

に、現在の審議会等の一覧を表1に示した。

なお、内閣総理大臣又は内閣官房長官を議長とし、関係大臣と有識者から成る「重要政策に関する会議（重要政策会議）」は、内閣府設置法に基づき設置される。重要政策会議には、経済財政諮問会議⁽¹¹⁾、総合科学技術会議、中央防災会議、男女共同参画会議の4つがある。審議会等とよく似ているが、審議会等のカテゴリーには含まれない。また、資源エネルギー庁の特別の機関である原子力安全・保安院は、国家行政組織法第3条にいう省・委員会・庁に該当しないため、そこに設置されている中央鉱山保安協議会についても、審議会等のカテゴリーには含まれない。

2 私的諮問機関

法律又は政令に基づいて設置される審議会等に対し、私的諮問機関（懇談会、研究会、検討会議）とは、法令によらず、「閣議決定」や大臣等の「決裁」のみで開催されるものである。私的諮問機関の開催に関しては、重要な案件について内閣に報告される場合もあるが、一般的に報告義務はない。審議会等との混同を避けるため、懇談会、懇話会、研究会、考える会、検討会等の名称が用いられている。「私的」とはいえ、事務局運営は各省庁が行い、予算は公費か

(5) 似たような表現として「3条委員会」があり、これは、国家行政組織法第3条又は内閣府設置法第64条に規定される、公害等調整委員会（総務省）、公安審査委員会（法務省）、中央労働委員会（厚生労働省）、船員労働委員会（国土交通省）、公正取引委員会（内閣府）、国家公安委員会（内閣府）の6つの委員会を指す。これらの委員会は、不服申立てに対する裁決や、委員会規則等決定といった役割を担っており、諮問機関ではない。

(6) 本稿では解説を割愛するが、地方公共団体の審議会等の場合は、地方自治法（昭和22法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき設置される。

(7) 辻中豊「審議会等の透明化・公開の政治学的意義」『都市問題研究』51巻11号、1999.11、p.58。

(8) 存置することとなった審議会は、「基本的政策型審議会」（行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を審議事項に含む審議会等）と「法施行型審議会」（行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会等）の二種類である。以上の経緯については、萩原靖「2001年中央省庁等改革における審議会等の整理合理化について」『季刊行政管理研究』92号、2000.12、pp.67-75に詳しい。

(9) 「中央省庁 審議会に863下部機関」『朝日新聞』2005.2.27。

(10) 同上。

(11) 経済財政諮問会議に関しては、曾根泰教「機能低下した『改革のエンジン』」『エコノミスト』84巻39号、2006.8.1、pp.82-83に詳しい。

ら支出される。「私的」とは、国家行政組織法第8条にいう審議会等に当たらず、「私人」としての委員個人の意見を聞くための諮問機関であるという意味である。しかし、議論の締めくくりに「報告書」を提出する私的諮問機関も存在することから、審議会等との実質的な違いが分かりにくいのも事実である。

こうした事情から、私的諮問機関が、国家行政組織法第8条の「審議会等は法律・政令によって設置することができる」という規定に抵触するのではないかという議論は、古くから存在した。昭和36（1961）年4月12日には、行政管理庁局長通達「懇談会等行政運営上の会合の開催について」により、私的諮問機関は「出席者の意見の表明又は意見の交換の場に過ぎない」ことが示されたが⁽¹²⁾、その後も国会において、私的諮問機関の性質について、何度か議論が行われている。近年の例では、竹中平蔵総務大臣（当時）は、自身が設置した懇談会について国会で質問を受け、「私的諮問機関は審議会等とは異なり、行政運営上の意見交換の場」であり、「何かを決めたわけではございません。これを受けまして、政府・与党一体となって今後いろいろな話し合いをしていかなければいけません」と答弁している⁽¹³⁾。

私的諮問機関は、審議会等の数の抑制が要請されるなかで、更に活用されるようになった。平成9（1997）年の行政改革会議⁽¹⁴⁾で審議会等の改革が議論された際にも、私的諮問機関の在り方に議論が及んでいる。同会議では、「私的懇談会は各省庁の思惑どおりの結論を出すための機関となっており、審議会以上に問題を抱えているので全廃すべきである」との発言が出る

一方で、「私的懇談会をすべて禁止すると情報ソースが限られることにもなるので、ネットワーク構築のためにも全く否定はできない」との意見が出された⁽¹⁵⁾。しかし、「私的」ということもあってか、審議会等で行われたような大規模な整理・統合といった具体的な改革は行われなかった。

私的であるため法的な情報公開の義務はなく、また頻繁に（1年から2年ごとに）設立・廃止されていることから、正確な総数をつかむことは困難であるが、総務省を例にとると、平成18（2006）年2月現在、省内に少なくとも54の私的諮問機関が存在していた⁽¹⁶⁾。最近の目立った私的諮問機関の例としては、厚生労働大臣と農林水産大臣の私的諮問機関として平成13（2001）年に設置された「BSE問題に関する調査検討委員会」がある。この検討委員会は、食品衛生法、JAS法（日本農林規格）など現行法を抜本的に見直し、食品安全基本法の制定と省庁の枠を超えて食品安全を管理する食品安全委員会の設置を提言した。また、平成13（2001）年に小泉首相の「首相決定」で設置された「行政改革推進事務局」は、道路4公団など先行7法人の改革の方向性の取りまとめ、国家公務員法改正案の取りまとめなどを行っている。

私的諮問機関が、法の制約の外にありながら公費で運営されていることについて、「私的」諮問機関というより「法定外」諮問機関である、と批判する識者も見られる⁽¹⁷⁾。一方で、ある省庁OBは、審議会等は「業界団体関係者が多く保守的になりがち」であるのに対し、「私的諮問機関の活用は改革に向いている」と分析している⁽¹⁸⁾。その存在が適切かどうかという議

(12) 「重要法令関係慣用語の解説—審議会と私的懇談会」『判例時報』1365号、1991.1.11、p.29。

(13) 第164回国会参議院総務委員会会議録第28号 平成18年6月13日、p.1。

(14) 行政改革会議は、橋本内閣総理大臣（当時）を会長とし、平成8年11月21日から平成10年6月30日まで設置された会議で、省庁再編等を答申した。会議の最終報告は、平成10年6月制定の「中央省庁等改革基本法」に受け継がれ、平成13年1月の省庁再編をはじめとする多くの改革がなされた。

(15) 「行政改革会議第23回会議議事概要」1997.7.23。〈<http://www.kantei.go.jp/jp/gyokaku/0805dai23.html>〉

(16) 総務省『予算委員会提出資料』2006.2。

(17) 室井力『行政の民主的統制と行政法』日本評論社、1989、p.220

論は別としても、私的諮問機関が審議会等に類似した機能を果たしているのは事実であろう。

II 諮問機関制度をめぐる論点

中央省庁等改革基本法第30条⁽¹⁹⁾の規定は、政策の企画立案又は政策の実施基準の作成に関する審議を行うものは原則として廃止する等の方針を掲げた。これを受けて、平成11（1999）年4月27日、審議会等の整理合理化に関する基本的計画（以下「基本的計画」とする。）⁽²⁰⁾が閣議決定された。ここでは、そうした経緯を踏まえつつ、諮問機関制度に関する論点を整理する。

1 委員の任命

「基本的計画」では、審議会等の委員については、委員数を原則20人以内（上限30人）とし、勤務形態は原則非常勤とすることとした⁽²¹⁾。具体的には、各審議会等の根拠法令に、その趣旨に沿った規定が置かれている。各審議会等の委員数については、前出表1に示した。非常勤委員の場合は日当が、常勤委員の場合は特別職と

して給与が、それぞれ支給される。

委員の任期は、政策審議に関わる審議会等については原則2年とされており⁽²²⁾、それ以外の審議会等については、3年や5年の任期も存在する。同じ委員を再任用することは可能であるが、その場合も10年が上限となっている⁽²³⁾。委員の兼任は最高3つまで、特段の事情がある場合でも4つまでが上限とされているが⁽²⁴⁾、兼職委員は比較的多く、審議会等委員の3割以上が複数の審議会等に所属している⁽²⁵⁾。兼任の問題点としては、兼任する委員が各審議会のための準備にかけられる時間が減ってしまうこと、スケジュール調整等の関係で委員が欠席する可能性が高まること、多様な意見を反映させるチャンスが失われることなどが挙げられる⁽²⁶⁾。

委員の資格について、法令の多くは「学識ないし経験を有する者」という表現を用いている。通常は、一定の資格要件を有する者の中から所轄の行政機関の長が任命する。原則として民間有識者を任用し、府省出身者や高齢者の任用を抑制するものとされている⁽²⁷⁾。委員の多くは、業界団体の代表者、企業の取締役、学識

(18) 「審議会の内幕 仕組まれる世論」『日経ビジネス』756号、1994.9.12, p.17.

(19) 同条の規定は次のとおりである。

第三十条 政府は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。

二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるものとする。

三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。

四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。

五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

(20) 首相官邸ホームページ「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/990524singikai.html>〉

(21) 同上

(22) 同上

(23) 同上

(24) 同上

(25) 「選任の透明化課題 審議会委員、多い兼職」『朝日新聞』2004.10.18.

(26) 「審議会 見えぬ人選」『朝日新聞』2005.2.27.

経験者、労働団体代表、市民団体代表、マスコミ関係者などである。平成18(2006)年末には、審議会等委員の年齢制限について議論がされたこともあるが、80歳以上をその制限対象とするなど、実効性に乏しい内容だった⁽²⁸⁾。

また、審議会等委員に占める女性委員の割合は依然として低く、以前から課題とされてきた。内閣の男女共同参画推進本部⁽²⁹⁾は、「国民の意見の反映」が審議会等の存在意義の一つであることから、男女の人数をなるべく均衡させることが望ましいとして、審議会等委員のうち女性の占める割合について、平成22(2010)年度までに、専門委員の20%を女性委員とする目標を設定している⁽³⁰⁾。

審議会等の中には、ごく少数であるが、委員の任命につき、国会の同意を要する、いわゆる「国会同意人事」となっているものもある。国会同意が必要な審議会等は、食品安全委員会など全部で20である(平成18年1月現在)。それらについては、前出の表1で示した。

審議会等の下にある部会・分科会及び私的諮問機関の委員の任命については、審議会等の本会以上に問題がある可能性もある。「実質的な議論は部会で行い、審議会は承認するだけという場合も多い」ことから、「審議会には兼任制限があり、部会や分科会にないのはおかしい」と見る識者もある⁽³¹⁾。また、私的諮問機関については、「基本的計画」の中で示された「審議会等の運営に関する指針」⁽³²⁾が適用されない

こともあり、複数の識者が、委員の選定に関して懸念を示している。

2 運営の公平性と透明性

審議会等については、既得権益を得ている関係者の利益を守るためや、所管官庁が自らの政策を実現するうえでの正統性を得るために活動しているとして、「行政の隠れ蓑」であるとの批判もあった⁽³³⁾。こうした批判を踏まえて、前述したように、中央省庁等改革基本法第30条と「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に基づき、大規模な改革が行われた。

しかし、改革後も、行政官庁が審議会等の議論の枠組みや資料を用意することや、答申をまとめる段階で委員間のある程度の合意が必要となるといった事情は変わらないことから、偏った内容の結論を導くことへの懸念は、今なお残っている。こうした審議会等の公平性への懸念を担保する手段の一つとして挙げられているのが、情報公開の推進である。

審議会等は、原則として会議又は議事録の公開をすることとされており⁽³⁴⁾、ほぼすべての審議会等が、活動状況や委員について公開し、会議自体・議事録・議事要旨の少なくとも一つを公開している。例えば、経済産業省の独立行政法人評価委員会は、会議を非公開とし、議事録を、原則公開としている。会議を非公開とする理由としては、委員による率直かつ自由な意見交換を確保するためとしている。

(27) 前掲注(20)

(28) 「審議会定年制 導入なるか『80歳』浮上 効果疑問視も」『中国新聞』2006.12.13, 夕刊。

(29) 平成6年7月12日閣議決定により設置。

(30) 内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」2006.11 <<http://www.gender.go.jp/ratio/singl180930.pdf>>によれば、平成32(2020)年までのできるだけ早い時期に、専門委員会の女性委員の割合が少なくとも30%となるよう努め、当面の目標として、平成22(2010)年度末までに、女性委員の割合が20%となるよう努めるものとされている。

(31) 草野厚「『人材バンク』作っては」『朝日新聞』2005.2.27。

(32) 前掲注(20)

(33) 草野厚「徹底検証 審議会は隠れ蓑である」『諸君』27巻7号, 1995.7, pp.98-110; 小川一「闇に閉ざされた審議会」『法律時報』69巻1号, 1997.1, pp.54-55; 前田和敬「官僚機構の政策形成と審議会をめぐる諸問題」『NIRA政策研究』9巻8号, 1996.8, pp.32-35などに詳しい。

(34) 前掲注(20)

一方、私的諮問機関については、議事録の公開の義務付けはされていないものの、自主的に公開している省庁も見られる。

3 諮問機関の意思決定の拘束力

審議会等の答申は、一部を除き法的拘束力を持たない⁽³⁵⁾。中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）が成立する前は、審議会等の答申を「尊重する」とする法律と、その「尊重義務」を法律に明記しないものが混在していた。このことが、最終的な責任が審議会等と行政庁のどちらに存在するのか分かりにくい、との批判を招いていた。そのため同法は、「〇〇審議会の意見を徴し、かつ、その意見を尊重して」といった文言で規定されていた答申尊重義務をすべての法律から削除した上で、「意見を聴かなければならない」と改正し、最終的責任が行政機関自身にあることを示した。ただし、「尊重義務」があったからといって、答申に法的拘束力があつたわけではないので、改正前後で、答申の取り扱いが変わったものではないとされている。実務上は、答申を受けて方針などを作成し、それを「閣議決定」、「閣議了承」、「閣議報告」とすることで、答申の実現性を担保するという手法がとられていることが多い。

審議会等の答申に法的拘束力がない以上、行政庁が答申に従わないからといって違法になるものではないが、国会審議において、「審議会等の答申があるのに、政策や法律制定・改正に結びついていないのはなぜか」といった議論がされたこともある。例えば、平成16（2004）年3月の参議院決算委員会⁽³⁶⁾において、平成8（1996）年の法制審議会の答申⁽³⁷⁾が民法の改正

につながっていないのはなぜか、との質問に対し、野沢太三法務大臣（当時）は、「法制審議会の答申の内容を踏まえながら、少しでも多くの方の御理解を得られるように努力を続けてきたところでございます。しかしながら、この問題は現在もなお婚姻制度や家族の在り方と関連する重要な問題でありまして、国民各層や関係各方面で様々な議論があることを承知しております。法務省といたしまして、このような議論を踏まえまして、大方の国民の御理解を得ることができるような状況で法改正を行うことが相当であると考えております」と答弁している。

私的諮問機関が法令によらない機関である以上、それらが作成する報告等は、審議会等の答申と比べ、さらに拘束力が弱いものとなろう。仮に、私的諮問機関での議論が報告書等の形で公にされたとしても、それが合議体としての行政機関の意思という意味を持つものではない。しかし現実には、私的諮問機関は、「構成員の権威性、専門性により、審議会答申と同様の政治的、社会的効果を有するという実体があり、その傾向はますます顕著である」と指摘されている⁽³⁸⁾。小泉内閣で設置された「郵政三事業の在り方について考える懇談会」などは、政策の方向性に影響を与えた私的諮問機関として記憶に新しい⁽³⁹⁾。

III 諸外国の行政の諮問機関

諸外国においても、政府機関による諮問制度は存在する。日本とは制度も異なり、審議会等に当たるものを正確に特定するのは困難であるが、ここでは、中央政府の諮問を受けて調査・

(35) 審議会等であっても、特別の規定により、一定の決定を出すことを任務とするものもあり、それらの決定は例外的に拘束力を持つ。例えば、電波監理審議会、司法試験委員会、土地鑑定委員会などである。

(36) 第159回国会参議院決算委員会会議録第3号 平成16年3月8日, p.24.

(37) 「答申（民法の一部を改正する法律案要綱）」は、法務省ホームページに掲載されている。〈<http://www.moj.go.jp/SHINGI/960226-1.html>〉この答申は、選択的夫婦別姓制導入と非嫡出子の相続分差別を撤廃すること等を内容としている。

(38) 塩野宏『行政法III 第3版』有斐閣, 2006, p.82.

(39) 「こんなにある！小泉首相の『官邸主導機関』」『毎日新聞』2002.2.19.

助言を行う第三者機関を、比較の対照として取り上げることとする。

1 米国

大統領や行政機関により設置される「連邦諮問委員会 (Federal advisory committee)」は、その影響力の大きさから、行政、立法、司法、規制機関に次ぐ、「第5の権力」と呼ばれることもあるほどである⁽⁴⁰⁾。連邦諮問委員会のうち、大統領直属のものは「大統領委員会 (Presidential commission)」、その他行政府の下に設置されるものは「行政府委員会 (Executive branch committee/commission)」と呼ばれている。個々の諮問委員会は、〇〇委員会 (Committee, Commission)、〇〇評議会 (Council, Board)、〇〇タスクフォース (Task Force) などと呼ばれる。連邦諮問委員会には、常設のもの (permanent advisory organization) と臨時のもの (ad-hoc commissions) がある。現在も、約1,000の諮問委員会が活動している。そのうち、約5%が大統領委員会で、大統領に直接アドバイスを与える⁽⁴¹⁾。連邦諮問委員会を構成する委員には、民間の有識者だけでなく、連邦議会議員や政府関係者が含まれる場合も多いようである。

連邦諮問委員会の設置、任務、手続等を一般的に規定するものとして、1972年に連邦諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act 以下 FACA という)⁽⁴²⁾が制定された。FACAは、「諮

問委員会に要する連邦政府の費用を節減すること」や「諮問委員会の構成や手続きを適正化することにより、諮問委員会のなす勧告を公正で有益なものとする」等を目的に制定された⁽⁴³⁾。また、FACAは、「諮問委員会に対する連邦議会の監督の責務、連邦議会が諮問委員会設置に係わる法律を制定する際の指針や、大統領の連邦議会への報告義務等も定めているが、諮問委員会の目的はあくまで、連邦政府や大統領への勧告にとどまる⁽⁴⁴⁾」。なお、中央情報局 (Central Intelligence Agency : CIA) や連邦準備制度 (Federal Reserve System) などの下に設置される諮問委員会については、FACAの適用が除外されている。

FACAは、諮問委員会の会合の広報・公開と議事録の公開を義務付けている⁽⁴⁵⁾。連邦諮問委員会の活動については、共通役務庁 (General Services Administration : GSA) が、連邦諮問委員会の包括的なオンライン・データベースを提供している⁽⁴⁶⁾。しかし、大統領や政府などが開催する会合が、FACAにいう諮問委員会に当たるかどうかを争点として、その会合の公開に消極的な政治家や政府と公開を求める市民団体との間で、会合や議事録の公開をめぐる、訴訟にまで発展するケースもある。こうしたことから、現行のFACAを改正し、曖昧さを解消しなければならない、との指摘もなされている⁽⁴⁷⁾。

(40) *Advisory Committees, Hearings on S. 1637, S. 2064, and S. 1964 before the Subcommittee on Intergovernmental Relations of the Senate Committee on Government Operations*, 92nd Congress, 1st Sess., pt. 1 at 12 (1971).

(41) W. Craig Bledsoe, "The Whitehouse and the Executive Branch," Michel Nelson, *Guide to the Presidency Third Edition Volume 2*. Washington D.C.: Congressional Quarterly Inc, 2002, p.1286.

(42) Pub. L. No. 92-463, 86 Stat. 1972.

(43) 春日修「アメリカ連邦諮問委員会法の構造と機能—審議会改革に関する法と政策」『青森法政論叢』2号, 2001, pp.2-3.

(44) 廣瀬淳子「アメリカの政策形成過程と政官関係 (翻訳・解説 アメリカの政策形成過程と政官関係)」『外国の立法』213号, 2002.8, p.7による。「連邦諮問委員会法」の日本語訳 (越田崇夫訳) も掲載されている。

(45) 宇賀克也『アメリカ行政法 第2版』弘文堂, 2000, pp.46-48などに詳しい。

(46) Federal Advisory Committees Database. <<http://www.fido.gov/facadatabase/>>

(47) Michael J. Mongan, "Fixing FACA: the case for exempting presidential advisory committees from judicial review under the Federal Advisory Committee Act." *Stanford Law Review*, vol.58 issue 3 (Dec 2005), pp.895-934.

また、米国においても、連邦諮問委員会の議論の「公平性」をどう確保するかは課題の一つであり、特にブッシュ政権下における連邦諮問委員会のあり方については、その公平性に対し疑問が指摘されている。2004年には、会計検査院（Government Accountability Office : GAO）が連邦諮問機関に関する報告書をまとめ、調査対象となった連邦諮問機関の委員の人选が、独立性とバランスに欠けていることを指摘している。その上で、一般の人々の中から諮問委員会委員の候補者を選ぶこと、委員候補者に対し面接を行うなど、委員の事前審査を厳しくすること、委員の選考プロセスを明確に示し、その情報を公開すること等を、解決策として提言している⁽⁴⁸⁾。

2 英国

英国では、諮問的外郭公共団体（Advisory Non-Departmental Public Body）、タスク・フォース（Task Force）、臨時諮問グループ（Ad-hoc Advisory Group）、レビュー（Review）が、日本の審議会等に該当すると考えられる。英国の内閣府（Cabinet Office）によると、諮問的外郭公共団体とは、独立・専門的な立場から特定の問題について審議し、レポート等の形で助言や提言を大臣等に提出する諮問機関である。いわゆる王立委員会（Royal Commission）もこれに含まれる。構成員は、大臣により任命され、事務局のスタッフや予算は、所管の省庁が負担する。諮問的外郭公共団体が常設の諮問機関であるのに対し、タスク・フォース、臨時諮問グループ、レビューは、特定の事項について政府機関に専門的な助言等を与える目的で、一時的に設置される諮問機関である。これらについて

は、任務の終了とともに解散され、最長でも2年で解散されるものとされている⁽⁴⁹⁾。

2006年3月31日現在、448の諮問的外郭公共団体、16のタスク・フォース、67の臨時諮問グループ、5つのレビューが活動している。ただし、公務任命局（Office of the Commissioner for Public Appointments）の管轄下にならないような、非常に短期の諮問機関や、公務員が構成員の3分の2以上を占めるようなものについては、これらの数に含まれていない⁽⁵⁰⁾。

おわりに

諮問機関は、行政機関から諮問を受けて意見を具申する機関である。最終的な責任は行政機関に存在することから、諮問機関は、法的な責任を問われる存在ではない。しかし、専門性や権威を備えた諮問機関の意思決定は、その後の政策形成の方向性に、大きな影響を与えているといえる。

省庁再編に伴う審議会等の改革以前の批評ではあるが、新藤宗幸立教大学教授（当時）は、『審議会政治』が、原理的に議会政治と対立関係に立つのはいうまでもない。しかし、だからといって、『審議会政治』を議会制を至上の政治原理として、批判していれば事足りるものでもない⁽⁵¹⁾と指摘している。同じく改革以前の批評であるが、晴山一穂福島大学教授（当時）は、「国民の批判は、あくまで審議会制度の現状に対して向けられているのであって、審議会制度一般に対して向けられていると見るべきではない。国民が求めているのは、真に国民の声を反映できるような審議会であり、そのための現行審議会制度の民主的改革であると考えるべ

(48) GAO, *Federal Advisory Committees - Additional Guidance Could Help Agencies Better Ensure Independence and Balance*, GAO-04-328, April 2004. <<http://www.gao.gov/new.items/d04328.pdf>>

(49) Cabinet Office, *Public Bodies 2006*, 2006.11. <<http://www.civilservice.gov.uk/other/agencies/publications/pdf/public-bodies/publicbodies2006.pdf>>

(50) *ibid.*

(51) 新藤宗幸「議会制と『審議会政治』」『ジュリスト』955号, 1990.5.1-15, p.156.

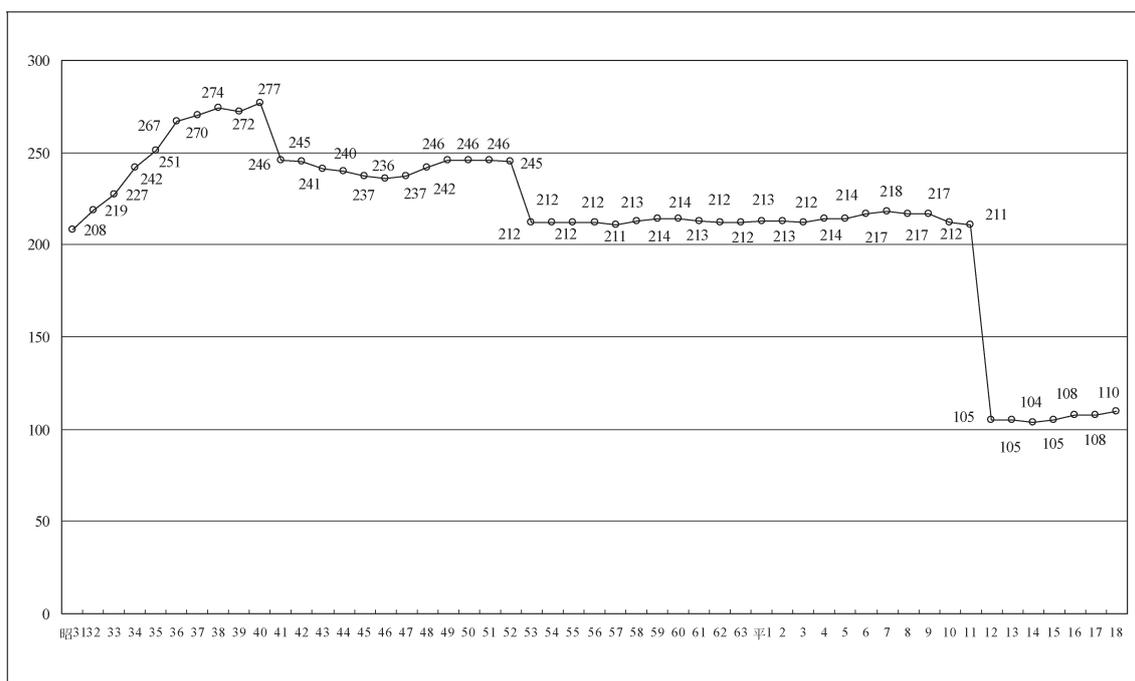
きであろう⁽⁵²⁾」と述べている。曾根泰教慶應義塾大学教授は、「国会の各委員会が審議会相当の機関を持つべきである⁽⁵³⁾」と提言している。これらの指摘は、審議会等の大規模な整理・廃止を経た今もなお、当てはまる点もあろう。

最近では、細野助博中央大学教授は、「審議会の数よりも、審議会の質の向上が喫緊の課題である」とする。そのためには、「情報公開の積極化、より専門性を高めるためのタスクフォースやワーキンググループなど審議会に附属する機関の設置、審議結果に対して適宜パブリックコメントの募集、審議会委員の人選に対する透明性の確保」が必要であると述べている⁽⁵⁴⁾。また、草野厚慶應義塾大学教授は、情報の公開を通じた議論の透明性の確保とともに、

審議会等の委員の兼職を排し、より多様な人材を委員として登用することを提言している⁽⁵⁵⁾。こうした識者の意見を踏まえ、今後も引き続き、制度を改善していくことが重要であろう。

最後になるが、審議会等の情報公開が各省庁の努力により進展したからといって、その情報にアクセスしてこれを検討する者がいなければ、公開の意義は失われる。国民は、審議会等の委員を直接選ぶことはできないが、そこで話し合われることに対しては、各省のホームページなどでうかがい知ることができる。一部の利害関係者だけでなく、より多くの国民が諮問機関の審議の動向に対して注意を払うことは、そこでの議論の公平性を保ち、内容・質の向上に寄与することとなろう。

図1 審議会等の設置数の推移



(出典) 筆者作成。平成14年度までの数値については、総務省行政管理局ホームページ〈http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/pdf/satei_01_03_04.pdf〉、平成15年以降の数値については、行政管理局への問い合わせ結果による。

(52) 晴山一穂「審議会制度『改革』の問題点」『行財政研究』41号, 1999.8, p.60.

(53) 曾根泰教「『族学者』がはびこる審議会は廃止より競争を」『論座』43号, 1998.11, p.112.

(54) 細野助博「審議会型政策形成と情報公開の意義」『公共政策研究』3号, 2003, p.61.

(55) 草野 前掲注(31)

表1 審議会等一覧(平成18年12月現在)

審議会	根拠法令	設置	所掌の内容	定数
内閣府 (16)				
国民生活審議会	内閣府設置法第37条第1項	昭36.5.1	国民生活の安全及び向上、一般消費者の利益の擁護及び増進、市民活動の促進、個人情報取扱いに関する政策や事項等	30以内
民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第21条	平11.9.24	特定事業の実施に関する基本方針、その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況等	9
官民競争入札等監理委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第37号	平18.7.7	官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること等	13
食品安全委員会*	食品安全基本法第22条	平15.7.1	食品健康影響評価を行い、それに基づき講じられる施策の実施状況を監視、食品の安全性確保に関する事項等	7(常勤4)
内閣府独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 内閣府設置法第37条	平13.1.16	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	18以内
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法第24条	平17.4.18	「障害者基本計画」の策定・改定について意見を述べる	30以内
原子力委員会*	原子力基本法第4条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	昭31.1.1	原子力利用に関する政策、事務の調整、核燃料物質及び原子炉に関する規制、その他原子力利用に関する重要事項等	4(常勤3)
原子力安全委員会*	原子力基本法第4条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	昭53.10.4	原子力利用、核燃料物質、原子炉に関する政策のうち、安全確保のための規制に関すること等	5(常勤)
地方制度調査会	地方制度調査会設置法	昭27.12.16	地方制度に関する重要事項	30以内
選挙制度審議会 (現在は休会中)	選挙制度審議会設置法	昭36.6.15	選挙や投票制度、議員定数の基準、政党その他政治団体や政治資金の制度に関する重要事項等	27以内
衆議院議員選挙区画定審議会*	衆議院議員選挙区画定審議会設置法	平6.4.11	衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関する調査審議、改定案の勧告	7
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律第12条	平8.6.26	移転先の候補地の選定等	20以内
情報公開・個人情報保護審査会*	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	平13.4.1	行政文書等や個人情報に関する不開示決定について、不服申し立てが行われた場合の調査審議及び答申	15(常勤5)
沖縄振興審議会	沖縄振興特別措置法第111条	平14.4.1	沖縄振興計画等、沖縄振興に関する重要事項等	20以内
規制改革・民間開放推進会議	内閣府本府組織令第40条の3 規制改革・民間開放推進会議令	平16.4.1	国及び地方公共団体の事務及び事業を民間に開放することによる規制改革に関する事項等	13以内
税制調査会	内閣府本府組織令第38条 税制調査会令	昭37.4.16	租税制度に関する基本的事項	30以内
警察庁 (0)				
防衛庁 (4)				
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法第10条	平12.4.1	自衛隊員倫理規程に関する事項、懲戒処分等の基準に関する事項等	5
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実勢に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第30条	平12.4.1	駐留米軍へ新規に土地等を提供する際、都道府県収用委員会に代わり内閣総理大臣が裁決を行う場合の議決等	7以内
防衛人事審議会	防衛庁組織令第43条	平13.1.6	自衛隊員の懲戒処分等についての審査請求・異議申立てに関する事項、隊員の再就職、給与に関する事項等	16以内
防衛調達審議会	防衛庁組織令第43条	平13.1.6	防衛調達に関する規則や計画に関する事項等	7
金融庁 (6)				
金融審議会	金融庁設置法第6条	平10.6.22	国内金融の制度の改善、金利に関する事項等	30以内
証券取引等監視委員会*	金融庁設置法第6条	平4.7.20	証券検査、取引審査、課徴金調査・有価証券報告書等検査及び犯則事件の調査	3(常勤)

自動車損害賠償責任保険審議会	自動車損害賠償保障法第31条	昭30.11.7	内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問の内容による。	13
公認会計士・監査審査会*	公認会計士法第35条	昭27.8.1 (平16.4.1改組)	公認会計士及び外国公認会計士に対する懲戒処分、監査法人に対する処分に関する事項等	会長1 (常勤) 委員9以内 (常勤1)
金融機能強化審査会	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第48条	平16.6.18	内閣総理大臣の諮問の内容による。	5
企業会計審議会	金融庁組織令第24条	昭27.7.31	企業会計制度の整備改善等	会長+ 19以内
総務省 (10)				
地方財政審議会*	総務省設置法第8条	昭27.8.1	地方交付税、地方特例交付金の交付額の決定、地方債の許可の決定等	5(常勤)
国地方係争処理委員会*	地方自治法第250条の7	平12.4.1	国の関与について不服のある地方公共団体からの申出に基づき審査を行い、違法等であると認めた場合、勧告する。	5
電気通信事業紛争処理委員会*	電気通信事業法第144条	平13.11.30	電子通信事業者からの申請を受け、通信事業者間の紛争についてあっせん・仲裁を行うこと等	5
電波監理審議会*	電波法第99条の2（放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送の運営の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法）	昭27.8.1	総務大臣の諮問（必要的諮問事項）に対し答申、必要的諮問事項に係る事項について総務大臣へ勧告、総務大臣等の処分に対する不服申立てについて審査及び議決すること等。	5
総務省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	13
恩給審査会	総務省設置法第8条 総務省組織令第121条	昭24.6.1	恩給法の規定に基づき、恩給に関する事項を審査	10以内
政策評価・独立行政法人評価委員会	総務省組織令第121条	平13.1.6	政策評価に関する事項、各府省の独立行政法人評価委員会による業績評価への評価、事業の改廃に関する事項	7
情報通信審議会	総務省組織令第121条（有線テレビジョン放送法、特定通信・放送開発事業実施円滑化法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律、情報処理の促進に関する法律及び電気通信事業法）	平13.1.6	情報の電磁的流通、電波の利用に関する事項、郵政事業に関する事項、有線テレビジョン放送法、電気通信事業法等の法令によりその権限に属させられた事項等	30以内
郵政行政審議会	総務省組織令第121条	平15.4.1	日本郵政公社法、郵便法、郵便貯金法、簡易生命保険法、民間事業者による信書の送達に関する法律等の規定によりその権限に属させられた事項	30以内
統計審議会	総務省組織令第121条	昭27.8.1	統計法施行令、統計報告調整法施行令の規定によりその権限に属させられた事項	11
消防庁 (1)				
消防審議会	総務省組織令第150条	昭34.4.20	消防に関する重要事項等	13以内
法務省 (6)				
司法試験委員会	司法試験法第12条第1項	平16.1.1	司法試験を行う、司法試験及び予備試験の実施に関する事項等	7
検察官適格審査会	検察庁法第23条 検察官適格審査会令	昭23.9.16	検察官の適格性に関する審査	11
中央更正保護審査会*	犯罪者予防更正法第3条	昭27.7.31 (平13.1.6改組)	特赦、減刑等の申出、地方更生保護委員会の決定の審査等	5(常勤3)
日本司法支援センター評価委員会	総合法律支援法第19条第1項	平18.4.7	日本司法支援センターの業務の実績評価に関する事項等	10
法制審議会	法務省組織令第57条	昭24.6.1	民事法、刑事法その他法務に関する基本的事項等	20以内
検察官・公証人特別任用等審査会	検察庁法第18条 公証人法第13条ノ2 法務省組織令第57条 検察官・公証人特別任用等審査会令	平16.1.1	検察官特別考試に関する事項、公証人の選考等に関する事項等	12以内
外務省 (3)				
外務省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条	平15.4.1	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	15以内

外務人事審議会	外務省組織令第90条	昭27.4.1 (平13.1.6, 15.4.2改組)	職員の勤務条件、処分、任命、在勤手当等に関する事項等	7
海外交流審議会	外務省組織令第92条	昭30.7.11 (平13.1.6海外 移住審議会から改組)	海外との人の交流に関する事項等	20以内
財務省 (4)				
財政制度等審議会	財務省設置法第6条	平13.1.6	予算・決算・会計制度、国家公務員共済組合、財政投融资、たばこ・塩事業、国有財産、郵便貯金資金等に関する事項等	30以内
関税・外国為替等審議会	財務省設置法第6条	平13.1.6	関税率の改正等関税に関する事項、外国為替・対内直接投資等に関する事項等	30以内
財務省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 財務省設置法第6条	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	20
関税等不服審査会	財務省組織令第65条 関税不服審査会令	昭55.4.1	関税の確定、徴収に関する処分、滞納処分等に対する申立て、審査請求に関する事項について調査審議	20以内
国税庁 (1)				
国税審議会	財務省設置法第21条	平13.1.6	国税不服審査に関する事項、税理士試験の執行・税理士の懲戒処分等	20以内
文部科学省 (9)				
科学技術・学術審議会	文部科学省設置法第6条	平13.1.6	科学技術振興・学術振興に関する事項、海洋開発、測地学及び政府機関の測地事業計画に関する事項、技術士法の規定に基づく事項	30以内
宇宙開発委員会*	文部科学省設置法第6条	平13.1.6	宇宙開発に関する長期的計画の議決等	5(常勤3)
国立大学法人評価委員会	国立大学法人法第9条	平15.10.1	国立大学法人の業務の実績に関する評価等	20以内
放射線審議会	放射線障害防止の技術的基準に関する法律第4条	昭33.5.21	放射線障害防止の技術的基準に関する法律の規定により、その権限に属させられた事項	20以内
文部科学省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 文部科学省設置法第20条	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	30以内
中央教育審議会	文部科学省組織令第85条	平13.1.6	教育・スポーツの振興、生涯学習等に関する事項等	30以内
教科用図書検定調査審議会	文部科学省組織令第85条	昭25.5.19	教科書用図書の検定・その他教科書用図書に関する事項	30以内
大学設置・学校法人審議会	文部科学省組織令第85条	昭62.9.10	公私立の大学・高等専門学校を設置等に関する事項、大学等を設置する学校法人に関する事項	29以内
原子力損害賠償紛争審査会	原子力損害の賠償に関する法律第18条 原子力損害賠償紛争審査会の設置に関する政令	平11.10.22	(株)JCO東海営業所において発生した加工施設の事故に関する損害賠償の紛争の和解の仲介、また、そのための調査等	10以内
文化庁 (2)				
文化審議会	文部科学省設置法第29条 文化審議会令	平13.1.6	文化・国際文化交流の振興に関する事項、国語の改善・普及に関する事項等	30以内
宗教法人審議会	宗教法人法第71条	昭26.4.3	宗教法人に関する認証等	10以上 20以内
厚生労働省 (12)				
社会保障審議会	厚生労働省設置法第6条第1項	平13.1.6	社会保障、人口問題等に関する事項	30以内
厚生科学審議会	厚生労働省設置法第6条第1項	平13.1.6	疾病の予防・治療、公衆衛生、保健師・助産師・看護師等の養成施設、感染症の予防等に関する事項	30以内
労働政策審議会	厚生労働省設置法第6条第1項	平13.1.6	労働政策、じん肺等健康管理に関する事項のほか、労働基準法、職業安定法等の規定により、その権限に属させられた事項	30
医道審議会	厚生労働省設置法第6条第1項	平13.1.6	医療法、医師法、歯科医師法等の規定により、その権限に属させられた事項	30以内
薬事・食品衛生審議会	厚生労働省設置法第11条第1項	平13.1.6	薬事法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律等の規定により、その権限に属させられた事項	30以内

厚生労働省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 厚生労働省設置法第6条第2項	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	30以内
中央最低賃金審議会	最低賃金法第26条	平13.1.6	最低賃金法の規定により、その権限に属させられた事項	18
労働保険審査会*	労働保険審査官及び労働保険審査会法	昭31.8.1	労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定による再審査請求の事件の取り扱い、中小企業退職金共済法の規定による審査の事務	9(常勤6)
中央社会保険医療協議会*	社会保険医療協議会法第1条第1項	昭25.4.1	健康保険法等の規定により定められた事項	20
社会保険審査会*	社会保険審査官及び社会保険審査会法第19条	昭25.4.1	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、石炭鉱業年金基本法等の規定による審査請求・再審査請求の事件の取り扱い	6(常勤6)
疾病・障害認定審査会	厚生労働省組織令第132条	平13.1.6	予防接種法、検疫法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等の規定に基づき、その権限に属させられた事項	30以内
援護審査会	厚生労働省組織令第132条	昭27.10.10	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の規定により、その権限に属させられた事項	10以内
農林水産省 (6)				
農業資材審議会	農林水産省設置法第6条及び第7条 農業取締法 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 農業機械化促進法 種苗法	平13.1.6	根拠法令の規定により、その権限に属させられた事項	30以内
食料・農業・農村政策審議会	食料・農業・農村基本法第39条	平13.1.6	食料・農業・農村基本法の規定により、その権限に属させられた事項等	30以内
獣医事審議会	獣医師法第24条	平13.1.6	獣医師国家試験に関する事項等	20以内
農林漁業保険審査会	農業災害補償法第144条	平13.1.6	農業共済再保険、森林保険、漁船再保険、漁業共済保険に関する政府の処分に対しなされた申立ての審査	20
農林水産省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 農林水産省設置法第6条第2項	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	30以内
農林物資規格調査会	農林水産省組織令第87条	平13.1.6	日本農林規格等の制定・確認・改正・廃止に関する事項等	20以内
林野庁 (1)				
林政審議会	森林・林業基本法第29条	昭40.4.1	森林・林業基本法により、その権限に属させられた事項	30以内
水産庁 (1)				
水産政策審議会	水産基本法第35条	平13.6.29	水産基本法により、その権限に属させられた事項等	30以内
経済産業省 (7)				
産業構造審議会	経済産業省設置法第6条第1項	昭39.4.1	産業構造改善・経済産業の発展に関する事項、割賦販売・ローン提携販売・割賦購入あっせん・前払式特定取引に関する事項、取引、消費生活製品の安全性、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する事項、工場立地法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律、伝統的工芸品産業の振興に関する法律、航空機工業振興法、自転車競技法及び小型自動車競走法によりその権限に属させられた事項等	30
消費経済審議会	経済産業省設置法第6条第1項	平8.5.22	割賦販売法、特定商取引に関する法律、家庭用品品質表示法・消費生活用製品安全法によりその権限に属させられた事項。	30
日本工業標準調査会	工業標準化法第3条第1項 経済産業省設置法第6条第2項	平13.1.6	工業標準 (JIS) や工業標準化の促進に関する事項	30
計量行政審議会	計量法第156条 経済産業省設置法第6条第2項	昭27.3.1	計量法によりその権限に属させられた事項	20以内
経済産業省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 経済産業省設置法第6条第2項	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	30以内 (現在は25)
輸出入取引審議会	経済産業省組織令第95条	昭28.9.1	輸出入取引法の規定に基づく大臣の諮問に応じ、輸出入取引等に関する重要事項	30以内

化学物質審議会	経済産業省組織令第95条	昭49.4.16	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律により、権限に属させられた事項	20以内
資源エネルギー庁 (1)				
総合資源エネルギー調査会	経済産業省設置法第18条	平13.1.6	エネルギー政策基本法に規定するエネルギー基本計画に関する所掌事項、鉱物資源・エネルギーの安定的供給の確保・石油・新エネルギー等に関する事項等	30
特許庁 (1)				
工業所有権審議会	経済産業省組織令第145条	昭41.7.1	弁理士法により権限に属させられた事項	30
中小企業庁 (1)				
中小企業政策審議会	中小企業基本法第26条 中小企業庁設置法第5条	昭38.7.20	中小企業基本法により権限に属させられた事項等	30
国土交通省 (13)				
国土審議会	国土交通省設置法第6条	平13.1.6	国土の利用・開発・保全に関する政策等	30以内
社会資本整備審議会	国土交通省設置法第6条第1項	平13.1.6	不動産業・宅地・建築・官公庁施設等に関する事項等	30以内
交通政策審議会	国土交通省設置法第6条第1項	平13.1.6	交通政策に関する事項等	30以内
運輸審議会*	国土交通省設置法第6条 (旧運輸省設置法第5条)	平13.1.6 (昭24.6.1)	鉄道事業法、軌道法、都市鉄道等利便増進法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、海上運送法、内航海運業法、内航海運組合法、港湾運送事業法。港湾法、航空法により、権限に属させられた事項	6(常勤4)
中央建設工事紛争審査会	建設業法第25条	昭31.8.30	建設工事の請負契約に関する紛争のあっせん・調停・仲裁	15以内
中央建設業審議会	建設業法第34条	昭24.8.20	建設業法、公共工事の前払金保証事業に関する法律、入札契約適正化法に基づく事項	20以内
土地鑑定委員会*	地価公示法第12条	昭44.7.5	地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく事項	7(常勤1)
国土開発幹線自動車道建設会議	国土開発幹線自動車道建設法第11条	平13.1.6	国土開発幹線自動車道建設法、高速自動車国道法に基づく事項	20以内
中央建築士審査会	建築士法第28条	昭40.9.1	一級建築士試験、その他建築士法に基づく事項	10以内
航空・鉄道事故調査委員会*	航空・鉄道事故調査委員会設置法第2条	昭49.1.11	航空事故・鉄道事故の原因究明、防止等に関する事項	10(常勤6)
国土交通省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 国土交通省設置法第6条第2項	平13.1.6	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	30以内
奄美群島振興開発審議会	奄美群島振興開発特別措置法第7条	昭29.6.21 (存置期限平21.3.31)	奄美群島の振興開発に関する事項	11以内
小笠原諸島振興開発審議会	小笠原諸島振興開発特別措置法第11条	昭44.12.8 (存置期限平21.3.31)	小笠原諸島の振興開発に関する事項	20以内
環境省 (5)				
中央環境審議会	環境基本法第41条	平13.1.6	環境基本計画、環境の保全に関する事項等	30以内
公害健康被害補償不服審査会*	公害健康被害の補償等に関する法律第111条	昭48.10.5	公害健康被害の補償等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律による審査請求の処理	6(常勤4)
有明海・八代海総合調査評価委員会	有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律第24条	平14.11.29	有明海・八代海の再生に係る評価の実施、意見陳述等	20以内
環境省独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法第12条 環境省設置法第7条及び第10条	平13.2.26	独立行政法人の業務の実績に関する評価等	7以内
臨時水俣病認定審査会	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	昭53.2.14	環境大臣が水俣病の認定に関する処分を行う際に意見陳述	10

(出典) 総務省『審議会一覧』平成18年版をもとに筆者作成。

(注) 審議会名の末尾に*を付した審議会は、その委員の任命につき、国会の同意を必要とする。

(にしかわ あきこ 行政法務課)